

No. 48295

—
**Japan
and
Republic of Korea**

Agreement between Japan and the Republic of Korea concerning fisheries (with agreed minutes and annexes). Kagoshima, 28 November 1998

Entry into force: *22 January 1999 by the exchange of instruments of ratification, in accordance with article 16*

Authentic texts: *Japanese and Korean*

Registration with the Secretariat of the United Nations: *Japan, 2 February 2011*

—
**Japon
et
République de Corée**

Accord entre le Japon et la République de Corée relatif à la pêche (avec procès-verbal agréé et annexes). Kagoshima, 28 novembre 1998

Entrée en vigueur : *22 janvier 1999 par échange des instruments de ratification, conformément à l'article 16*

Textes authentiques : *japonais et coréen*

Enregistrement auprès du Secrétariat des Nations Unies : *Japon, 2 février 2011*

おける円滑な漁業秩序を維持するための具体的な方策を、協定第十二条に基づき設置される日韓漁業共同委員会及び当該第三国との漁業協定に基づいて設置される類似の委員会を通じて協議する意向を有する。

千九百九十八年十一月二十八日に鹿児島で

日本国政府のために

高村正彦

大韓民国政府のために

洪淳瑛

合意された議事録

日本国政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名された漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）の関係条項に関連し、次の事項を記録することに合意した。

1 両政府は、東シナ海における円滑な漁業秩序を維持するために、緊密に協力する。

2 大韓民国政府は、協定第九条2に定める水域の設定に関連し、東シナ海の一部水域において日本国が第三国との間で構築した漁業関係が損なわれることのないよう、日本国政府に対して協力する意向を有する。ただし、このことは、日本国が当該第三国と締結した漁業協定に関する大韓民国の立場を害するものとみなしてはならない。

3 日本国政府は、協定第九条2に定める水域の設定に関連し、大韓民国の国民及び漁船が、東シナ海の一部水域において日本国が第三国との間で構築した漁業関係の下で一定の漁業活動を行うことが可能となるよう当該第三国の政府に対して協力を求める意向を有する。

4 両政府は、協定及び両国がそれぞれ第三国と締結したか、又は締結する漁業協定に基づいて東シナ海に

(3)

北緯三十九度五十一・七五分、東經百三十四度十一・五分の点

附属書Ⅱ

1 各締約国は、この協定の第九条1及び2に定める水域より自国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使するものとし、この協定の第二条から第六条までの規定の適用上もこの水域を自国の排他的経済水域とみなす。

2 各締約国は、この協定の第九条1及び2に定める水域より他方の締約国側の協定水域において漁業に関する主権的権利を行使しないものとし、この協定の第二条から第六条までの規定の適用上もこの水域を他方の締約国の排他的経済水域とみなす。

3 1及び2の規定は、次の各点を順次に直線により結ぶ線より北西側の水域の一部の協定水域には適用しない。また、各締約国は、この水域においては、漁業に関する自国の関係法令を他方の締約国の国民及び漁船に対して適用しない。

- (1) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十一度四十・〇分の点
- (2) 北緯三十八度三十七・〇分、東経百三十二度五十九・八分の点